

3総防管第4416号
令和4年3月17日

関係団体各位

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

リバウンド警戒期間における取組について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和4年3月17日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般のまん延防止等重点措置の終了（資料1）に伴い改定された基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されました。

（資料2）

都としては、上記基本的対処方針及び事務連絡を踏まえ、3月17日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において、3月22日から4月24日までを期間とする「リバウンド警戒期間における取組」（資料3）を決定しております。

その概要は、①都民向けに、混雑している場所や時間を避けて行動すること、会食は少人数・短時間で実施することについて協力を依頼、②認証を受けた飲食店等については、全員の陰性の検査結果を確認した場合を除き、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とすることについて協力を依頼、③イベントについては、人数上限や収容率等の規模要件に沿った開催を要請し、感染防止安全計画の策定によって規模要件を緩和しています。

なお、取扱いに変更がある場合は、対策本部における決定後、改めてお知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料１・・・令和４年３月１７日付け

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示」

資料２・・・令和４年３月１７日付け事務連絡

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について」

資料３・・・令和４年３月１７日付け

「リバウンド警戒期間における取組」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和４年３月１７日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040317.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。